

平成28年第5回浅川町議会臨時会

議事日程 (第1号)

平成28年11月14日(月曜日)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第60号 幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	久 保 木 正 信 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	小 針 紀 喜 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也 局長補佐 生 田 目 源 寿

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

平成28年第5回浅川町議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の中、臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、町長から提出された議案は、幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてでございます。

慎重なる審議と円滑な議会運営をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶

○町長（須藤一夫君） おはようございます。

平成28年第5回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

議案は、ただいま議長から申されたとおりで、幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてでございます。慎重審議くださいますようお願いを申し上げて、開会に当たりご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第5回浅川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

4番 緑川 富士男 君

5番 江田 文男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

次に、議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第60号 幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第60号 幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更について。

本案につきましては、幼保一体化施設の造成工事について一部変更の請負契約を締結するためのものです。

変更の主な内容につきましては、土質試験の結果による基礎工事の変更減と、園庭の表土について飛散防止が図れる材料を使用する工法変更によるものであります。

契約金は、1,660万7,160円を減額し、1億5,079万2,840円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

なお、補足説明を担当課長より行います。

○議長（円谷忠吉君） 担当課長、建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、説明申し上げます。

配付資料の建設水道課資料1をごらん願いたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、この変更の大きな部分を占める土質が、いわゆる基準値をクリアしてオーケーになったということで、いわゆる基礎部分等が変更になったということ、この基準値というのはどういうふうな数値になっておるんですか。

例えば、わかりやすく言えば、一定の硬さを、地下何メートルまでボーリングを下ろす、あるいは何カ所かのボーリングの地質調査の結果こうなったんだという、そういう数値と方法をわかりやすく補足説明していただきたいと思います。

それから、もう一つは、いわゆる私も初めて、これ、AQということでクレイコート方式ですか、これが非常に砂も飛ばないし適度な透水性はあるというようなことで、安定的なそういう園庭をつくることができると、こういうことなんでしょうが、ここでカラーのコピーの中にいろいろ書かしておるんですが、これを見ればわかるだろうというふうに一言で言ってしまえばそのとおりなんですけれども、いわゆる天然改良材「AQ素地」（不溶性土壌改良材）というものは、これはどういう、ここに書かっているのかどうかちょっと私も詳しくはないんですが、そういうものは何でできているのか、そして、それはもちろん園庭でありますから子供の健康、そういうものにも何ら影響のない天然の素材だと、こういうふうなことなのか、その辺をもう少しこのクレイコート、いわゆるAQクレイについてわかりやすくご説明をいただければと思います。

そして、このいわゆるAQクレイの調合が2つの方法になっております。いわゆるバックホーでぐるぐる、がらがらまぜると、現場組み立てプラント混合、こういうふうな工法であります。浅川の場合には、これも工期が迫っているわけですから決まっていると思うんですけれども、どちらの方法でやるんですか。

素人に考えれば、現場組み立てプラント混合というのがよくまざっていいのかなと、こういうふうに素人としては思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目の土質試験のその内容でございますが、基準値がそれぞれにございます。具体的な数字を申し上げますと、L型擁壁部分につきましては平米当たり101.37キロニュートンの基準値が必要ということでございまして、これを実際の掘り下げた地盤の部分で平板載荷試験というので直接加重をかけた結果、111.1キロニュートン平米が確保できました。

以上のことから、L型擁壁については基準値を満たす支持力が得られたということでございます。

2号調整池につきましては、それぞれに基準値が違いまして、地盤の基準値が55.2キロニュートン平米ですけども、これに対して現場では55.6キロニュートンということで基準値を満たしたということでございます。

また、大型積みブロックにつきましては重量構造物でございますので、基準値が127キロニュートンという

ことで、この支持力については現場で結果が得られなかったという関係上、それぞれに実施するもの、実施しないものということで、ただいま概要表で説明した内容のとおりでございます。

次に、クレイコート砂舗装ということでございまして、今お話がありましたように不溶性土壌改良材ということにつきましては、私もそこまでの専門的知識は持っておりませんので調べておりませんでしたが、これについては安全性は確保されるのかという内容もございまして、その点については実施事例もございます。

県内においては、鏡石の小学校においてもこのような同じ工法でもって実施されたという実績がございますので、安全性も確保されていますし、説明も申し上げましたとおり通常の山砂ですと細かい粒子、これがこういった不溶性土壌改良材を攪拌することによりまして団粒構造になりまして、透水性もよく、また乾燥時には適度な湿度も発散するというので、効率的な改良材というふうなことを聞いていますので、今回そのような工法変更をしたいというふうに考えております。

次に、クレイ舗装の施工事例であります。写真には一般的な施工順序を表示しております。今、説明ありましたように舗装の施工形態ですけれども、まず初めに、向かって左側については、砂については現況の砂は粘性土であり、これらの土壌改良土と適合はちょっとしないということで、山砂の購入土を用いまして購入土に現場でもって攪拌をします。

これについては、写真左側から3枚目になりますが現場1次混合バックホーという工法で、必要最低限といえますか効率的に現場でも攪拌できるということで、現場1次混合バックホーを採用を予定しております。

その右側の2番の現場組立プラント混合については取り扱う予定はございません。

以上の内容でもって工法変更したという内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと私、聞き取れないところがあってダブるかと思うんですが、例えば土質の基準というのは、いわゆる101.37、これ単位は何と言うんですか。平米当たりというふうなこと言われました。

それから、底板測定ということでもありますから、何カ所かやったんだと思うんです。例えば、L型でも端のほうとか、真ん中とか右、左とか、そういう測定の仕方、底板というのは何メートル下ろしているわけですか。というのは、その辺、L型の場合にはそんなに深く下ろす必要はないのかなというふうに思うんですが。

それと、その次の55.6トンというのは、この辺についてはちょっと私聞き漏らしたんですが、これは一定の圧力を加えると55.6トンという、そういう数字になるということなんでありますか。固まってということですかね。そういうことをあらわすのか、その次の129.7キロトンというその辺もちょっと聞き漏らしたというか、わからないという点でありますので、もう少しゆっくり説明をお願いしたいと思います。

それから、材質については、課長はわからないというふうなことを言われましたけれども、化学的なものではなくて、いわゆる山砂と何かこう、母材土というのはいわゆる山砂をいうのかなというふうに思うんですけれども、そういうところAQ素地改良混合土というのをまぜるんですね。こういう場合に、鏡石の小学校もやられているんだということでもあります。今私は初めて聞いたものですから、新しい開発された素材なのか。

ですから、鏡石の小学校ではやられているけれども、この近辺ではこの浅川町が初めてになるのではないのかなというふうな、そういう材料なのでありますか。

そして、問題ないというふうに思うんですが、特に子供等の健康、そういうことには絶対問題ないんだという、そういうものであるのか、その辺の確証、そういうものが欲しいのでありますが、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、第1点目の土質試験の内容でございますが、単位につきましてはキロニュートン・パー・平米。平米当たりの重量を表示しております。キロニュートン・パー・平米、平米当たりのキロニュートンになっております。単位についてはこのようなことで基準値を設けております。

まず、再度申し上げますが、L型擁壁については基準の支持力は101.37キロニュートン平米でございます。

現場で平板載荷試験といいまして、1平米当たり一定の支持力をかけた場合の沈降ぐあいによって支持力を判断するというので、試験方法については平板載荷試験ということで、現場にあるバックホーなり重機を使いまして、その下に平板的な盤を置きまして、そこに圧力をかけてその下がりぐあいを見るというのが現場における平板載荷試験ということで、これを実施しております。

これらの試験箇所につきましては、L型擁壁、2号調整池、大型積ブロックとそれぞれの現場で試験をしておりますので、より現場に合った基礎条件を把握した上での施工形態というふうになっております。

以上が基準値についての説明というふうにしたいと思います。

次に、AQクレイ土壌の関係ですが、これらについては今回このような工法に変更したという内容で実例も確認してきましたが、これらの安全性は確かなのかということで、科学的な根拠は現在、そこまでは確認はしておりませんので、実施事例もございまして、その辺の安全性は確保されているものというふうに判断をしております。

また、この工法については町内では初めてかというふうに思いますが、過去においても、詳しくは調査していませんが、町民グラウンドとか各小中学校なんかの校庭においてもこれに近いような工法等は実施されているものというふうに思いますので、これらの改良をしない状態ですと、本当に校舎に砂が舞い込んだりとか、いろんな小さい子供さんが砂を吸い込んでしまうということもありますので。

また、維持管理上も管理が容易であるというふうな内容を考慮しまして、この配付しました資料の内容でもってご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

いろいろキロニュートンとか、私どもとしてはちょっとわからないんですけども、いわゆる圧力を加えた場合にその圧力に耐えるとか、あるいはそういう状況の中での調査だというふうに理解してよろしいのかなというふうに思うんですが。

それと、クレイコートの安全度という点については、何か今課長、最後のくだけで町民グラウンドや浅中もこれと同じようなものであるというふうに言われたんですが、今まではこういう言葉はとにかく出てきませんでした。ただ、浅小の場合なんかは暗渠配水というんですか、そういうことをやりながらその上に砂をまくというような、乗せるというような、そういう工法は町でも何回かやられたというふうに思うんですが。ただ、こ

の新しい工法で、いわゆる子供の健康、そういうものにはもう確保されているものだと、そういうふうにされているものだと、こういうふうに述べられておるわけでありましたが、そういうものは新しいものであればあるほど、なかなかその実証というんですか、期間が短いということで差し支えないのかなど。

ですから、私はそのAQ素地の不溶性土壌改良材というものの材質というんですか、それはどういうものなのかというものがやっぱり一番問題なのかなというふうに思うんです。それが特別、化学的なそういうものが入っていないと、あるいはコンクリートを固めるようなそういう材料とか、さまざまなそういうものを含めて化学的ではなくて天然改良材ということでもありますから。ただ、リサイクル型なんです。ですから、リサイクルということは、それをつくる前に何かのものをリサイクルしてきた、そういう素材だということだと思えます。

だから、そのところが私ちょっとこう気にかかるんですが、その辺は材質を確かめるというすべは持ち合わせていないのであります。その点お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） その不溶性土壌改良材の具体的な材料関係ですが、私が確認しているのは、一般的な塩、そういったものに系列した材料だというふうに聞いております。この写真でもありますように、写真の向かって右から2番目、下の段です。ケミカルバインダーSA散布ということですが、仕上げ材として塩基系の材料を使いまして表面を仕上げるということでございます。

よくテニスコートの土の上なんかについても融雪剤なんかの塩基系のもの、これでもって土壌を固めるというふうなことで使用される事例なんかもございますので、これらの不溶性土壌改良材については、基本的には塩基系の土壌改良材を使用しているものというふうに聞いております。

それ以上の、本当に安全性が確認できる、その内容がどういうものなのかというものについては実施事例もございまして、本当にこれが有害なことがあったというような事例も聞いておりませんので、安全は確保されているものというふうに判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお尋ねいたします。

まず、第1点の擁壁マットレスの1,935平方メートルの減、これはただいま説明がありましたとおり、やっぱり地盤の質がいわゆるいいということで、擁壁マットレスの必要なくなったということで1,935平方メートル減ったんだということでありました。

それと、AQクレイ、ただいま話が出ましたAQクレイの件であります。これが、当初はこの資料によりまして砂で計画してあったんだと思うんです。それが、今度はAQクレイに舗装するというので工法が変更になったと。

それから、今度、法面工については植生工962平方メートルだったのが849平方メートルに、113平方メートル減になったと。

この3点について、もう少し詳しくお聞きしたいのであります。

第1点の擁壁のマットレスの減、それから第2点の植生工ですか、これらの変更についての判断は、これは恐らく業者がするのではない、町がするのではない、設計管理者か何かだと思うんですが、これを変更の判断をされたのはどなたなんですか。それはどの時点で変更の提案がなされたのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、グラウンドです、園庭。園庭を普通の砂からいわゆるAQコートに変更したということだったと思うんですが、もしそうだとすれば、なぜ当初は砂で、後からクレイコートに変更になったのか。

以上の分について、とりあえずご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それぞれに変更になった原因の理由の経過でございますが、当初設計により発注をしまして、その中において現場を施工した結果、当初設計書はあくまでも標準的な設計図書でございます。それらが現場と整合するかどうか、これは工事の進捗によりまして適切に数量把握をして変更設計をするというような内容になっておりますので、それらについては当初の図面に基づき請負業者のほうで現場を精査した中において増減の内容が出てきますので、それらを適切に提出資料によりまして監督員もしくは今回、造成工事においては管理委託もしていますので、そういった関係機関とも確認をしまして、現場に即した内容において変更の内容を処理したというのがそれぞれの変更の内容となっております。

次に、AQクレイの、当初、砂でみたものがグラウンド・コート砂舗装になぜ変更したのかということでございますが、さまざまな検討をしまして、従来の山砂ですと、先ほども説明しましたように防じんが、砂が飛び散るといふこともありまして、また維持管理上もなかなか利用形態も含めて、雨が降ったあと水が引けにくいということで、利用しやすい状況を確認するためということで検討をしまして、費用のほうも検討をしまして、今回の変更で工法変更したということで今回提案した次第でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 植生工の答弁。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 植生工につきましては、当初、962平米で113平米の減ということになりますが、これについては平面図でも説明しましたように、バイパスがのり面でございます。当初、図面上では962平米という施工面積を持っていましたが、実際現場を、のりを切った関係上、実績として849平米になったということで、これは工法を変更したり間違っただということではなくて、今も若干説明申し上げましたが、当初設計書の図面においてはあくまでも標準的な図面でありまして、若干の現場の変更はあり得るということで、今回の植生工についてはそういった結果を踏まえまして、現場の精査の結果、113平米の減となったという内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この標準的な設計、それを実際に工事していく中で業者のほうで確認、管理していく中で、結局こういう変更のあれが出てきたという説明であります。そうするとこれはあれですか、設計書とい

うのはあくまでも標準設計ということで、その後いろいろ変更があり得るんだという考え方なのでしょうか。

私も素人からすると、工事というのは設計書に基づいて工事をするというふうに考えておりましたんで、その辺はいかがなものかと。そして、その工事をしていく中で減ったり、変更したり、そういう必要が出てきたときに、管理者から町のほうに申請があるわけですか。そうすると町のほうでは、それをどういう手続きを経て、なるほどそれが妥当だということで判断するのでしょうか。その辺の判断の仕方についてご説明いただきたいと思います。

それで、園庭は砂がいいのかクレイコートがいいのかなんていう話は、これは別に工事始まってからでなくても、最初の設計の段階からはっきりしていたんじゃないかと思うんです。これが何で標準設計が砂で、それが何で変更ということでクレイコートになったのか。金額的には減額に全体としてはなっているんで、全体を見て。そうすると、園庭の部分、変更になった。この園庭の砂がクレイコートになった部分での減額か増額か、その辺の金額はどのぐらいになったのでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 標準設計というふうな言葉で申し上げましたが、確かに当初、発注については標準というふうな設計図書になります。それに基づいて、変更がある場合には必ず請負業者からの変更の協議ということで協議書が上がりますので、その内容が適切かどうかということで現場を精査した中において、それが適切ということであれば変更の対象ということで処理をしています。

それらについては、あくまでも文書によって協議書を提出していただいて、監督員の確認、もしくは私の決裁を受けまして事実関係が確認できれば、それは変更対応というふうにしております。

こういった造成工事における土工とかのり面工につきましても、設計段階ではなかなか正確には出せない部分もございますので、標準的な設計図書というふうになっておりますが、一般的な、今回も説明しました構造物と、基本的に平面図があって構造物については、こういったものについては基本的には変更はございませんので、工種の内容によって変更がある場合がございますので、その辺は工種によっていろいろな対応がございます。ご理解をいただければというふうに思います。

園庭につきましては、当初からなぜできなかったのかということもあろうかと思いますが、これについては結果的にそのようなこともあろうかと思いますが、必要な土地を今回工法変更したいということでのお願いというふうになろうかと思います。

費用につきましてはあくまでも増と減がございますので、これらの費用を総体的に積算をした結果、議案として提案しました1,600万円程度の減ということになりますので、個別の内容については控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 一番大事な部分なんです、園庭の部分は幾らか。幾ら減ったのかふえたのかについてお答えを差し控えさせていただきますということなんです、それを差し控えないで、それは恐らく担当課長の手元には全部、それぞれ金額出ているんだと思うんです。その部分、ひとつ説明していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 手元にはその変更の設計図書は今、持ち合わせてございませんので、数字的にも説明できません。今、手持ちの資料がございません。

また、この積算関係につきましてはあくまでも予定価格を算定するための基礎資料ということで、公共工事については予定価格なり請負額は事後公表ということで浅川町は捉えています。積算金額については公表していないということです。この今話されましたグラウンド・コート舗装の部分についての金額というのはちょっと関連して控えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質問ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認したいと思います。まず1点目ですけれども、土質検査と実際に掘ってみた結果の違いがあるということだと思うんですが、土質検査というのはどの地点をどういう方法でやったのか、なぜこういうふうの違いが出てきたのか、その点を1つ目としてお伺いをしたいというふうに思います。

それから2点目ですが、今回、請負契約の変更として減額になっておりますけれども、増額になる部分もあったと思うんです。減額になったのは幾らで増額になるのは幾らか、その結果、この議案書に出てくる数字だと思うんですけれども、その増額と減額の部分の数字を教えてくださいというふうに思います。

それから、園庭が砂からクレイコートになるということでもあります。クレイコートの性質として写真つきの資料がありますけれども、大変いい説明なんですけれども、実際にマイナス点というのはないのでしょうか。その点が心配ですので、この点について検討をされているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、このクレイコート、今回の変更契約をすることによって建築確認の申請時期がこれも変わってくるのかどうか。手間がかかる工事がふえるということで、建築確認の申請時期がおくれるというようなことがあっては困ると思うんですけれども、どういうふうになるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目の土質試験の違いとなった経過ですが、当初は設計図書を策定する場合において、現場において、まだ表土をむかない状態ですのでボーリング調査による土質試験のサンプルをつくりまして、その土質と岩石とが検査項目によって支持力が一定程度見込めるというふうな判断をしまして、それについて基礎工事が必要であったというふうな結果になっております。

それに基づきまして、それはあくまでも抽象的なボーリング調査の結果でございますので、実際の現場における支持力がどうかというものは設計図書に中においても、現場試験による結果を受けての施工というふうになっておりますので、そういった設計段階と現場での段階の違いは、場合によっては今回のように出てくるものというふうに判断しております。

それと、2点目の増減の額というふうな話も出ましたが、概略で説明しましたように増と減があります。数量的なものはお話、説明をさせて、なおかつ工法変更についてもたまたま説明を申し上げました。

結果的に議案として提案した内容の変更の減というふうなことでございますので、詳細な内容については説明は控えるものというふうに考えております。

次に、クレイコートの場合ですが、マイナス点はないのかということですが、正確にマイナス要因については特に把握はしておりません。私も鏡石のグラウンドに行って、雨上がりのときに見てきました。それだけでは判断つかない部分もあろうかと思いますが、これだけが絶対というふうな工法変更ではございません。この費用的なものも考慮しまして、この上のグレードでいきますと人工芝とかいろんな工法がございます。今回、可能な範囲で維持管理も容易なものということで工法変更したものが、今回のクレイ土壌の改良法というふうに、工法変更のお願いをしていることとございます。

また、あと4点目の建築確認の申請時期に変更はないのかということですが、これにつきましては先ほども説明をしましたように、今回のこの議案が承認をいただければ工期内の変更はございませんということをお願い申し上げたとおり、これらの変更があったものであっても造成工事における工期の変更はございません。

よって、建築確認の申請と今後進める予定については、現在まで説明した内容において進める予定となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目です。当初、ボーリング調査をしたということで、このぐらいの違いはよくある範囲内だというような趣旨の答えだったかというふうに思うんですけども、実際にどの地点を何カ所ぐらいやったのかご説明いただきたいと思います。

それから、2点目ですが、今回の契約変更の増の部分と減の部分、これについては控えたいということでありましたけれども、これまでも議会に出てきた議案で請負契約変更があって、それについてはさまざまこういう部分が増になって、こういう部分が減になって、差し引きこの金額が今回の請負契約の変更金額ですということで、これまでずっと説明がなされてきたというふうに思っております、私は。実際に何回もそういうことがありました。なぜ今回は控えられるのか、その部分がよくわからないんですけども、この部分は建設水道課長じゃなくて、誰かほかの人に説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、クレイコートのマイナス面なんですけれども、私は全くわからないんですが、例えば耐用期間が短い、例えば10年ぐらいいかえなくちゃならないというようなことがもしあったらこれは大変なことですし、あと、例えば以前の説明では、子供たちを送迎するバスは園庭側で子供たちを乗りおろさせるんだというような説明だったんですね。園庭側に、クレイコート側にバスが乗り入れて大丈夫なのか、そういう心配もあるんですけども、そういう点もきちんと検証されているのでしょうか。お伺いしたいというふうに思います。

それから、工事の期間に変更はないと、ちゃんと予定どおり終わりますということなんですけれども、建築確認の申請をするには調整池等が完全にできている、できた段階ですと、建築確認の申請を出せるのは。それに影響はないんですかという質問だったんです。その点、再度明確にお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目のボーリング調査の地点は何カ所やったのかということですが、現在手元にはございませんので、何カ所というふうな具体的な箇所数は申し上げることはちょっとできません。

ただ、現場における平板載荷試験については、先ほど説明したように工種によってそれぞれの箇所を現場土

質試験をやっていますので、現場平板載荷試験というのは3カ所実施しております。

私のほうからは、1番だけということで。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 土質試験の箇所でございますが、園庭のほぼ本体、建築物の置かれる下、その6カ所の土質試験をしまして、その用地自体が、その下がどのような構造になっているかを調べるものでございました。

次に、クレイコートのマイナス点でございますが、園庭についてはマイクロバスが入っていくわけではありません。あくまで駐車場で、園庭側を歩いて行って保育室に入るというものでありますので、園庭にマイクロバスが入るわけではありません。

このマイナス点については、重量物が入ると透水性が悪くなるということがありますので、なるべく車の乗り入れはしない、すると透水性が悪くなるという、そういう点がマイナス点だと思います。

建築確認の申請時期がおくれるということは、工期内に順調に進んでこの対応をしたとしても37条申請という建築制限の解除の申請でございますが、これについては工程が進み次第出せるように現在、県中建設事務所と協議中でございますので、おくれるということはないと理解しております。

以上です。

〔「金額のプラス、マイナスの部分」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それでは、設計額の今回変更に伴っての増分、減分の金額の公表についてでございますが、先ほど建設水道課長が申しましたとおり、設計額については非公表、公表しないということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目の土質検査については、建物部分の検査をしたということで、そこから類推して恐らくこっちのグラウンドのほうも、ボーリング調査ですからやればそれだけお金がかかるわけですので、本体のほうをやって、あとはこっちは類推してやったと。ところが、予想に反して地盤が強固だったんで予定されていた路盤工はやらないで済んだと、こういうことで理解してよろしいですか。

それから、2点目なんですけれども、このクレイコートにするということについては、そういうふうに路盤が強かったので予定していた工事をやらないで済んだということでお金が浮くと。それを踏まえて、じゃ、その浮いたお金で園庭を砂じゃなくてもっと子供たちに利用しやすい園庭にしよう。こういうことで若干お金をかけてもいい園庭にしよう、こういうことでクレイコートというのを選択されたのかどうか、その点を2点目として伺いをしたいというふうに思います。

3点目は、増減の部分で増の部分公表してしまうとこのクレイコートの設計価格、これを公表することになってしまうということなので控えたいということで、それはそれではないかなというふうに思いますので、わかりました。

工事は予定どおり進むということで、これも理解しました。

最後に一つなんですけれども、今まで議会に説明されていたスケジュールよりも今全体的におくれているんです。その専らの理由が行政手続上の問題なんですけれども、その行政手続がどういうふうに進むのか、どこまで進んできたのか、これが議会には全く説明されておりません。

ですので、12月議会にはその行政手続の分も含めたスケジュール表をぜひ出していただきたいというふうに思うんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 1番目のボーリング調査の結果については、そういう調査段階を踏まえまして、なおかつ先ほど説明しました現場試験をしての、その結果を十分配慮した中で判断をしているということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 行政手続の手法でございますが、これまでの流れ等、議会の要請がございましたら提出するように考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、課長に申し上げましたときに、いわゆる私ちょっと個人的に考えているのは、リサイクル型天然素材ということで、なんか、リサイクルというところが気にかかるんです。それは、鏡石小学校に行って現地も見たしというふうなことなんですけれども、そういう材質がどうなのかということは今すぐにはわからないんですか。例えば、電話一本でそれがわかるということでありましてね。それは天然のリサイクルであっても、これこれこういう天然素材だからというふうになれば安心できるんですけれども、その辺どうなんでしょうか。その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 先ほども説明しましたように、材質については塩基系の材質ということで聞いておりますので、その具体的な内容までになりますと非常に奥深いものがあるかというふうに思いますので、塩基系の素材ということは聞いております。先ほども言いましたように、ケミカルバインダーSA散布剤というのは塩基系の仕上げでございますので、同じような材質を使用しているということですので、リサイクルと聞いてもいろんなリサイクル品があるかと思いますが、そのようなことはないものというふうに判断しておりますので、そのようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

〔議長、さっき答弁漏れがあったんですけれども〕の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

〔減額になったので、子供たちのためにもっといいグラウンドにしようということでこれにしたのかどうか、その点についてお答えがありませんでしたので〕の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） そのとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。

金額的には1,620万7,000円ということで、それほど大きな金額ではありませんし、また、いろいろ、ただいまの担当課長の説明なんかを聞いていると、なるほどなということでは理解できなくはございません。

ただ、私がどうかと、賛成できかねるなというふうに考えているのは、この1,620万7,000円というのはトータル差し引きでこれだけ減額になったということでございます。そうすると、どこかの部分でふえている部分、もしくはどこかの部分で減額している部分がある。

それらのことについて、先ほどその増減について、特にその園庭について、これらについても質疑いたしました。これらについても答弁を控えるということで明らかにされておられません。ここで、やっぱり一番重要なのは、当初、砂で設計していたものをクレイに変えたということ、この辺はやっぱり金額的には結構ふえたんだと思うんです。この辺の金額について一切明らかにされていない。

要するに、この変更契約の増減の内容の説明が極めて不十分で、こういうやり方でありますと、町でやっている、行政でやっている仕事内容、それらのものを私ども議員、議会がよく把握していない、よく理解していないままで賛成、反対を決めざるを得なくなると、こういうことになるわけでございます。

そういう点で、こういうふうには明らかになっていない。特に総体的には相当大きな事業であります。これら事業の全てについて、傾向として答えを差し控えて明らかにしない、こういうケースが多々見受けられております。これは、やはり健全な地方行政のあり方として一番問題になるべきことだと思います。

以上の理由から、私は反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この工事契約の一部変更について、私は賛成いたします。

というのは、少しでも町民の税金を減額していただいて、できるものは減額していただいて、より一層の幼保の施設をしっかりとつくっていただきたいと思いますので、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 賛成討論申し上げます。

私どもは、いろいろこの施設建設等にあつては、用地の問題や施設の問題などで反対をしてきて、かわりの

用地やさまざまな施設の提案もいたしてまいりましたが、今回の変更については概要設計の、いわゆる当初の設計から実施するに当たって現地調査をした結果、工事の進行の中で面積が減ったり、工法が変更されると。

ただ、AQクレイコートについては若干の、健康面ということで、ちょっと私は老婆心ながら何回かお聞きしたんでありますが、当局の説明は、一切そういうことについては天然素材であって、リサイクルというところでは普通言うリサイクルとはまた違うような、そういう側面をもって安全であると、こういうふうなことが再三答弁されましたので了といたしまして、ただ、今、田中議員から出た減と増の問題については、若干今までの変更についての、工事についての答弁とは若干異なるものがありますが、差し引きいろいろ1カ所だけではない、そういうものも含めて設計額を出るようなそういうものについてはということでありまして、これもやむを得ないのかなと、こういうことで賛成するものでありまして、特に子供の健康とそれから安全、そして、より町民の血税がきちんと使われるように今後とも精査を進めていただいて、答弁も自信を持って、そういう変更なり何なりのことについては、答弁を万全の形で、数字等も図面も全て手元において説明を願えればということをお願いすると同時に、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第60号 幼保一体化施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回浅川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時03分